

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和3年10月15日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社クロサワランデック
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 XYZ水沢日高 奥州市水沢字田小路58番ほか
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 荷さばき施設の位置及び面積
  - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日
  - ア 令和4年5月23日（荷さばき施設の位置及び面積並びに荷さばき時間帯）
  - イ 令和3年9月23日（小売業者の開店時刻及び閉店時刻並びに駐車場利用時間帯）
- (5) 変更の理由 施設の運営計画の変更のため

2 届出年月日 令和3年9月22日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所